

首里東第 1280 号  
令和7年7月14日

保護者各位

県立首里東高等学校  
校長 伊志嶺 嘉典  
(公印省略)

### 県立学校家族休暇制度の試行について

保護者におかれましては、時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本校では県教育委員会教育長より依頼を受け、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入することになりました。

つきましては、下記をご確認いただき、「県立学校家族休暇制度」のご利用を希望する場合は、届け出が必要となりますので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

### 記

1. 試行期間 : 令和7年9月1日～3学期末
2. 取得できる日数 : 試行期間中3日まで
3. 休暇の取扱 : 出席停止・忌引等 (欠席にはなりません)
4. 休暇を取得できない日  
学級・HR、学年、学校全体の活動がある日
  - (1)儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式
  - (2)学校行事のある日 : 東雲祭、スポーツフェスティバル、EAST杯 (送別球技大会) 等
  - (3)各種テスト実施日 : 中間考査、期末考査、学年末考査、単元テスト
  - (4)その他学校が定める日 : 創立記念式典 等
5. 添付資料
  - (1)保護者向け説明資料
  - (2)家族休暇届 (スクリレの欠席連絡でも可)
  - (3) Q&A チラシ

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、休暇を取得することができません。詳しくはQ&Aをお読みください。

【本件担当】  
県立首里東高等学校  
教頭 石嶺  
TEL:098-866-1578

# 県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月  
県教育庁県立学校教育課  
県立首里東高等学校

## 1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

## 2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

## 3 試行期間

令和7年9月1日～3学期末

## 4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

## 5 取得できる日数

試行期間中3日まで（3日連続または1日単位でも可）

## 6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

## 7 家族休暇を取得できない日

学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

- (1)儀式的行事の日：始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式
- (2)学校行事のある日：東雲祭、スポーツフェスティバル、EAST杯（送別球技大会）等
- (3)各種テスト実施日：中間考査、期末考査、学年末考査、単元テスト
- (4)その他学校が定める日：創立記念式典 等

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、休暇を取得することができません。詳しくはQ&Aをお読みください。

## 8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

## 9 届出手続き

### (1)スクリレに登録している保護者

通常の欠席連絡と同様に、スクリレで「欠席」の届出をしてください。その際、理由に「〇月〇日～〇月〇日まで 家族休暇のため」と入力してください。

### (2)スクリレに登録していない保護者

保護者が「家族休暇届」を記入し、学校へ提出してください。

※「家族休暇届」は学校HPからダウンロードできます。

## 10 届出期限

原則として、取得希望日の1週間前までに届け出てください。

## 11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はありません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

## 12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

## 13 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いいたします。

## 「県立学校家族休暇制度」 Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 試行期間中、取得できる日数は3日です。1日単位での取得となります（午前中のみ、午後のみ等時間単位の取得は不可）。連続して2～3日取得することも、分散して1日ずつ取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事や定期考査の日、その他学校が取得できないと定める日は取得できません。予め学校HPに掲載されている行事計画表等の確認をお願いします。加えて、単元テストなど、行事計画表に掲載されないテストもありますので、取得を検討する際には必ず学校にご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な休暇取得を奨励しています。また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 休暇中の活動場所や活動内容等について制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 保護者同伴が原則です。家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者責任のもと、子どもたちの安全を確保していただく必要があります。子どもたちだけで活動することを目的に休暇を取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 学習の遅れについて、通常の欠席と同じ対応となります。補習等はいりません。自主学習や家庭学習等で補っていただくようお願いします。休暇中に配布される授業プリント等についても後日配布するなど、通常の欠席と同じ対応となります。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇中は学校の管理外となります。そのため、日本スポーツ振興センターの災害給付は対象外となります。保護者責任のもと、生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 もともと欠課や欠席が多く、出席時数不足や出席日数不足になってしまう不安があります。家族休暇を取得しても大丈夫でしょうか。

A9 ①休暇を取得することにより、未履修（出席時数不足）や原級留置（出席日数不足）となる場合、休暇を取得することはできません。

②休暇取得後に未履修（出席時数不足）や原級留置（出席日数不足）がわかった場合、すでに取得した休暇を取り消すことはできません。休暇を取得する際は、欠席や欠課の状況を十分確認されてください。

### 県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件として「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件として「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は「出席停止・忌引き等」としての扱いになるため、欠席日数に含まれませんが、もともと欠席や欠課が多い生徒について、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修（出席時数不足）や原級留置（出席日数不足）になってしまう可能性があります。

※休暇を3日取得することにより、特定の科目が出席時数不足となり未履修となる例  
（年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定）

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は2/3を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が2/3を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※休暇を3日取得することにより、出席日数不足となり原級留置となる例  
（年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定）

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は2/3を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が2/3を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！